

～事務所登録取扱業務～

- 事務所の新規・更新登録 ● 登録事項変更届 ● 廃業届 ● 登録証明 ● 事務所登録情報の閲覧
- 申請書式のダウンロードはこちらから
事務所登録HP <http://www.chiba-jk.or.jp/registration/index.html>

～事務所登録事項に変更があったときは、2週間以内に届出をしましょう！～

- 建築士事務所の名称及び所在地
- 登録申請者の氏名又は名称及び所在地
- 役員（法人のみ）
- 管理建築士（管理建築士講習の講習修了証を受けた建築士でなければ、管理建築士になれません。）
※管理建築士は建築設計事務所内に2名以上が望ましい。
（1名の場合、不慮の事故、退職等で管理建築士が不在になるとその時点で業務ができなくなります。）

～設計等の業務に関する報告書（業務報告書）を提出しましょう！～

業務報告書の提出先は、建築士事務所の所在地を管轄する県の出先機関（土木事務所）です。
平成19年6月20日以降、最初に始まった事業年度が終了後、3か月以内に県へ提出してください。
以降、毎事業年度終了後、3か月以内に提出してください。

編集後記

今回の143号は、昨年8月以来5ヶ月ぶりの発行となり、とうとう年を越してしまいました。年に4回の発行を目指すと言っていましたが、このペースでいくと年に3回の発行というところまで。

昨年は、2020年東京五輪・パラリンピックのエンブレム及び新国立競技場の問題で誰もが責任をとらずして白紙撤回されました。一方、昨年の11月大相撲九州場所において立行司式守伊之助が3回の誤審（差し違え）をして相撲協会から3日間の出場停止処分を受けました。

私も有言不実行により進退伺いを提出するべく責任を感じてはおりますが、ここは会員のためになる情報誌を目指すという初心に帰り、創り続けようと考えております。

広報委員長 明智孝夫

支部会員数	12/31	
支部名	会員数	エリア
千葉支部	71	(千葉市)
東葛支部	53	(柏市・流山市・野田市・我孫子市)
松戸支部	36	(松戸市・鎌ヶ谷市)
船橋支部	39(休会1)	(船橋市)
習志野支部	25	(習志野市)
八千代支部	15	(八千代市)
印旛支部	19	(佐倉市・四街道市・印西市・八街市・白井市・酒々井町・栄町)
成田支部	28	(成田市・多古町・芝山町・富里町・香取市・神崎町)
東総支部	13	(銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町)
山武支部	18	(東金市・横芝光町・山武市・九十九里町・大網白里町)
長生支部	12	(茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町)
君津支部	30	(木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市・市原市)
安房支部	22	(鴨川市・館山市・鋸南町・南房総市)
市川・浦安支部	28	(市川市・浦安市)
夷隅支部	11	(勝浦市・大多喜町・御宿町・いすみ市)
計	420(休会1)	

広報委員会

業務執行理事 宍倉義昭
委員長 明智孝夫
副委員長 井桁正昭
副委員長 市川光士
委員 田端友康
委員 平林 実
委員 岩瀬邦生
委員 小野真路
日事連会誌
編集専門委員 須田正美